

兵庫県南部地震義援金 申請について

☎ 社会福祉課 内線 2312

兵庫県南部地震義援金に御協力ありがとうございました。災害に遭い下記に該当する人で、まだ義援金を受けられていない場合は、それぞれの事務局へ申請してください。

○死亡者・行方不明者見舞金、住家損壊見舞金、重傷者見舞金など

→兵庫県南部地震義援金募集委員会事務局 ☎078-362-4560

○住宅関連助成金、生活支援金など

→被災時の住宅地の市役所、町役場の担当課



4月の献血

☎ 社会福祉課 内線 2312

献血は身近なボランティアです。献血には200ml、400ml、成分の3種類があります。ぜひ御協力をお願いします。

日	場所	時間
2日(木)	市役所西口	9:30~15:30
16日(木)	市役所西口	9:30~15:30
25日(土)	JR富士駅前	10:00~16:00

「エコライフ100万人の誓い」 に参加しよう!

☎ 公害課 内線 2072

「広報ふじ」12月5日号でお知らせしました「エコライフ100万人の誓い」に3月1日現在で、富士市は1万4,292人、静岡県全体では4万4,766人の参加がありました。

今後も、地球温暖化防止のために省資源・省エネルギーに心がけてエコライフを実践していきましょう。

繁忙期の 市民課窓口業務について

☎ 市民課 内線 2228

3月末より4月にかけて市民課窓口では、大変混雑が予想されます。中でも、10時ごろからお昼過ぎまで、また特に月曜日は待ち時間が長くなり御迷惑をおかけすることがあります。混雑解消のため次のことに御協力ください。

◎市外への転出届は、2週間前より受け付けしています。お早目に手続を。

◎住民票・戸籍謄抄本、印鑑証明は、元吉原・吉永・大淵・富士・須津・鷹岡・岩松・天間の各公民館でもとることができますので、御利用ください。

女性のための結婚相談

☎ 社会福祉協議会 64-6600

富士市結婚相談所では、女性のための結婚相談を開催します。費用はすべて無料です。お気軽にお越しください。

とき 4月26日(日) 10:00~15:00

ところ 吉原公民館

問い合わせ 社会福祉協議会または富士市結婚相談所へ ☎53-5319

労働保険料の申告・納付 について

☎ 商工労政課 内線 2591

労働保険適用事業主は、労働保険の平成10年度概算保険料と平成9年度の確定保険料の申告・納付をしてください。

とき 4月1日~5月20日

ところ 最寄りの金融機関または労働基準監督署

問い合わせ 富士労働基準監督署

☎51-2255

国民年金の手続について

☎ 国民年金課 内線 2262

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人で、厚生年金や共済組合に加入していない人が加入する制度です。結婚、就職、退職などのときには、年金の手続を忘れずに。

◎手続に必要なもの

◇20歳加入の人…印鑑

◇会社を就・退職した人…就・退職日を証明する書類、印鑑、年金手帳

◇サラリーマンの奥さん…第3号被保険者該当届け出書、印鑑、保険証、年金手帳

土曜日の

ごみの持ち込みについて

☎ 環境クリーンセンター 35-0081

環境クリーンセンターへの土曜日のごみの持ち込みは、4月1日からこれまでどおり8:30~11:00まで受け入れます。

税理士会の無料税務相談

とき 毎週水曜日 13:00~15:00

ところ 東海税理士会富士支部
(富士税務署西側石川ビル2階) ☎64-9513

飼えなくなった犬・ねこの引き取り日

とき 4月3日・10日・17日・24日

毎週金曜日 9:00~10:00

ところ 県富士総合庁舎車庫南側

持ち物 愛犬手帳

☎ 環境衛生課 内線 2054

福祉・保健コーナー ②4

父子・母子家庭などのために

母子家庭等医療費の助成

父子・母子家庭、両親のいない児童などの医療費負担を軽減して、福祉の増進を図っています。

〈対象〉

次のいずれかの18歳未満の児童を扶養している父親または母親及びその児童で、前年(1~6月に申請する場合は前々年)の所得において、本人・扶養義務者に所得税が課税されていない

場合です。なお特例措置として、所得税の課税がある場合でも、小・中学生の児童が1回の入院につき14日以上かかった場合は、医療費を助成します。

○父母が離婚した児童

○父または母が死亡・生死不明・重度の障害を有する・1年以上刑務所などに収監中

○父または母に1年以上遺棄されている児童

○父から認知されていない児童

〈手続〉

次のものを持参して、児童福祉課ま

で相談ください。

①印鑑 ②健康保険証 ③保護者名義の金融機関の通帳(郵便局を除く)

④所得証明(前年・本年転入者のみ)

また、毎年7月から新しい受給者証に変わりますので、現在該当している人は、6月下旬に更新手続をしてください。なお、年末調整を行っていない人は、市役所市民税課にて市県民税の申告を行わなければ、更新及び新規申請の手続ができません。収入がない場合でも市県民税の申告をしてください。

問い合わせ 児童福祉課 内線2327